

第16回西和賀町議会定例会

令和3年12月15日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は11名であります。

柿澤繁俊議員から欠席の旨の届出があり、これを受理しております。

会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、議案第14号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいま上程になりました議案第14号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。

昨日の議会定例会において、承認第1号 専決処分事項、令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第4号）で承認いただきました子育て世帯臨時特別給付金給付事業につきまして、政府からの方針を受け、対象児童1人につき10万円を12月から一括給付するため、予算を調製しようとするものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,550万円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億5,653万9,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

3款2項1目児童福祉費、子育て世帯臨時特別給付金2,550万円の増額は、対象児童1人につき10万円を給付するため、不足分の2,550万円を計上するものです。

次に、6ページの歳入を御覧ください。16款2項2目民生費国庫補助金2,550万円は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に対する国の補助金を歳入として見込むものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第14号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第2、議案第12号 財産の譲渡についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第12号 財産の譲渡について提案理由を申し上げます。

このたび譲渡しようとする財産は、令和3年4月1日で供用を廃止し、設置条例を廃止しております旧西和賀町農村景観活用交流施設ふれあいゆう星館の土地及び建物であります。

旧西和賀町農村景観活用交流施設ふれあいゆう星館の有効活用を図るため、売却先公募プロポーザルを実施したところ、譲渡の相手方より応募があり、譲渡先として決定したことから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

譲渡する財産の表示は、(1)、所在、和賀郡西和賀町下前13地割49番地11、種別は土地で、細目、山林1,503平米。

(2)、所在、和賀郡西和賀町下前13地割49番地16、種別は土地で、細目、山林779平米。

(3)、所在、和賀郡西和賀町下前13地割49番地11、種別は建物で、細目、木造（一部鉄筋コンクリート造）598.29平米。

譲渡の相手方は、住所、和賀郡西和賀町湯川52地割1番地43、氏名は株式会社山人、代表取締役、高鷹政明。

譲渡時期は、令和4年1月14日。

譲渡金額は、145万3,715円であります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、私からゆう星館の譲渡に至る経緯等について報告いたしたいと思いません。

ゆう星館の譲渡につきましては、昨年度、温泉施設として、ゆう星館を含む7施設の売却公

募をいたしました。7施設とも応募者はなかったということで、11月30日に、地元、下前地区、左草地区の皆さんに、今後のゆう星館の活用について協議したところでございます。地元からは、地元で活用するという声はありませんでしたので、その後役場庁内ではほかの用途に活用したいというところはないかという協議を行いました。これについても活用したいという形にはなりません。このため、3月議会において、西和賀町農村景観活用交流施設設置条例を廃止する条例を提案し、可決いただいたところでございます。

今年度に入りまして、8月24日に西和賀町公有財産取得処分検討委員会を開きまして、温泉以外での活用を目指して、売却の旨の協議をさせていただきました。その結果、温泉以外で活用する場合についても、昨年度と同じ処分価格で売却することが望ましいという結果をいただいております。これにつきましては、現在ゆう星館の建物を税務課で評価した価格については1,870万程度になっておりますが、今後かかる修繕費等を計算いたしますと、劣化状況調査の報告によりますと、今後7,980万ほどの修繕料がかかっていくだろうということでございましたので、建物の価格としては評価には入らないで、土地価格ということを最低価格として公募すべきだという結果に至りました。

これを受けまして、10月1日から公募のプロポーザルを開始いたしました。その結果、株式会社山人さんのほうから1件の提案がございまして、11月5日の日に審査会を開催し、これで山人さんに売却をすることが望ましいという結果が出ましたので、今回議会の議決をいただきましたら、本契約という形にしたいということでございます。

山人さんの活用の提案の内容については、まず第1には、現在の調理室のほうをキッチンスタジオとして、ユーチューブでの配信を最初に行いたいということでございますし、そのほか

にワーケーションラウンジという形で奥のほうを活用していくということと、将来的にはサウナ事業をそこで行いたいという提案でございます。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。施設の活用については、今課長からご答弁をいただきましたが、今回譲渡に当たって、温泉以外の活用でもいいということでのプロポーザルの公募だったというふうにお聞きしましたが、今回の譲渡で何かそういう条件というのは全くなしということなのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 条件としましては、5年間はほかに売却しないということをつけ加えております。

議長 早川久衛君。

9番 この中には、200坪近い598.29の建物が建っているわけなのですけれども、ところが見れば全部、宅地がなくて全部山林項目になっていますけれども、そのわけは何でしょうか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 建物を建てた際に、宅地として登記しなかったということでございます。

議長 早川久衛君。

9番 建物が建っていて、山林で売買するなんていうことは、民間では考えられないのだけれども、それをこの算定、百四十何万に、山林で譲渡の金額決めていたのだけれども、こういうのは今まで、どういう算定の仕方をしたのですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

宅地として算定して、売買しております。

議長 早川久衛君。

9番 そうだったらちゃんと宅地と、その面積

なりなんなり書かなければならないのではないのか。これだったら、誰が見たって、みんな山林の評価だもの、どうしようもないのではないですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えいたします。

建物が建っている現況課税という形で、現況で宅地で計算して今回売買しておりますが、登記地目が山林でございますので、今回ここに出ているものは山林という形で出させていただきます。

議長 早川久衛君。

9番 だって、このまま譲渡した場合には、買主は山林で、買主が宅地に変えることになるのですか、これ。それで、議会議決になったから、そのまま全部山林でいったら大変な状況になるのではないですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 登記の際に宅地にして登記していただくということで協議しておりますし、現況課税ですので、山林ということでも課税は宅地ということで行います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第12号 財産の譲渡についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第13号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第13号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、同組合を総合事務組合から脱退させること並びに総合事務組合同約の一部変更について協議があったことから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第13号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、同意第1号 西和賀町副町長の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

午前10時19分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

同意第1号について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました同意第1号 西和賀町副町長の選任に関し同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

西和賀町副町長の選任に関し、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものであります。

氏名、刈田哲彦。生年月日、昭和34年2月4日、62歳。住所、西和賀町槻沢25地割90番地5。

刈田哲彦氏は、西和賀町槻沢在住で、平成31年3月、西和賀町役場を定年退職、退職後は再任用職員として健康福祉課に勤務されております。

刈田氏は、昭和52年に旧湯田町役場に就職し、税務課、福祉課、農林課、平成4年には1年間、研修生として岩手県に派遣されております。その後は、保健福祉課、総務課で係長、課長補佐、副主幹、課長と職歴を重ねてこられました。この間、介護保険制度の導入など福祉分野で、そして総務課長として役場の仕事全般の管理運営の要として力を発揮されてきました。

刈田氏には、私の掲げる公約の重点分野の一つである町民の身近な暮らしに関わる諸課題の解決に当たり、福祉分野での経験や知見を生かし、私を補佐していただくことを期待するとともに、総務課長の経歴から町政運営に当たり、私の力になっていただけるものと考え、副町長

をお願いしたいとするものであります。

任期は、令和4年1月1日から令和7年12月31日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第1号 西和賀町副町長の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本案について同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

ここで資料配付のため暫時休憩します。

午前10時22分 休 憩

午前10時23分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第5、西和賀町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは最初に、西和賀町選挙管理委員会の委員から指名いたします。

西和賀町湯之沢35地割101番地、高橋信男さん。昭和19年7月28日生まれ。

西和賀町沢内字鍵飯18地割94番地、和泉隆さん。昭和34年2月26日生まれ。

西和賀町野々宿62地割106番地、高橋妙子さん。昭和22年11月5日生まれ。

西和賀町沢内字弁天27地割54番地、高橋富美子さん。昭和29年1月16日生まれ。

以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会の委員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

したがって、西和賀町選挙管理委員会委員には、高橋信男さん、和泉隆さん、高橋妙子さん、高橋富美子さんの4名が当選されました。

続いて、選挙管理委員会委員の補充員の指名を行います。補充員については、順位をつけて指名します。

第1順位、西和賀町沢内字川舟38地割2番地30、高橋裕美さん。昭和34年11月15日生まれ。

第2順位、西和賀町槻沢25地割4番地、高橋博明さん。昭和31年3月1日生まれ。

第3順位、西和賀町沢内字大野6地割30番地1、戸巻政美さん。昭和46年6月19日生まれ。

第4順位、西和賀町沢中74地割122番地、田村公一さん。昭和30年2月28日生まれ。

以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 全員異議なしと認めます。

したがって、西和賀町選挙管理委員会委員の補充員には、第1順位、高橋裕美さん、第2順位、高橋博明さん、第3順位、戸巻政美さん、第4順位、田村公一さんが当選しました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第16回西和賀町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時27分 閉 会